Ⅱ ⑥ 会議録作成部数等の在り方の見直しによる議会費の経費削減

検討趣旨	会議録の作成部数等の在り方を見直すことにより経費節減を図る。
現状	①事業概要 会議録は、地方自治法に基づき作成することが義務付けられており、京都市会会議規則に基づき議員及び関係者に印刷のうえ配布している。明治26年以降の会議録については市会情報公開コーナーにおいて、広く公開している。
	②効率化の取組 平成 16 年度には、本市関係者や大学等への配布を見直すことにより、 180 部から 150 部に作成部数を削減し、また、平成 19 年度には政令指定 都市への配布を見直すことにより 140 部への削減を行うなど、これまでから、作成部数の見直しによる効率化に努めており、現在では、法令等により必要な配布先を踏まえた最小限の作成部数にとどめている。 さらに、平成 21 年からは議事の経過を把握するために必要な文書以外は、資料編として分冊化し、併せて資料編の作成部数を最小限にとどめることにより、会議録のスリム化と経費節減を図っている。
根拠法令	【地方自治法】 第 123 条 議長は、事務局長又は書記長(中略)に書面又は電磁的記録(中略)により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。 4 議長は、会議録が書面をもって作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもって作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記載した磁気ディスク(中略)を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。 【京都市会会議規則】 第 124 条 会議録は、印刷し、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録に記録(中略)をもって作成されているときは、電磁的方法による提供を含む。)を行う。